生第91941号	液状複合肥料	SG尿素入り複合液肥デカグリーン（銅、亜鉛添加）	住化グリーン株式会社	東京都中央区日本橋小舟町１番８号
生第92240号	化成肥料	ピガーライフ	サントリーフラワーズ株式会社	東京都港区芝四丁目17番５号
生第92251号	汚泥発酵肥料	ソフトンA	株式会社アビオス	福岡県福岡市東区多の津一丁目２番１号

２　保証成分量その他の規格（肥料取締法第４条第１項第３号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）

肥料の名称ごとの保証成分量その他の規格（肥料取締法第４条第１項第３号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）は、次のとおりである。

（次のとおり）は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局農産安全管理課に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千九号

肥料取締法（昭和二十五年法律第百二十七号）第十三条第一項及び第四項の規定に基づき、次のように生産業者及び輸入業者の住所並びに肥料の名称の変更に係る届出があったので、同法第十六条第二項の規定に基づき告示する。

平成二十九年十一月十一日

農林水産大臣　齋藤　健

１　生産業者及び輸入業者の住所の変更

登録番号　生第86701号

変更前　宮城県本吉郡南三陸町志津川字沼田56番地２

変更後　宮城県本吉郡南三陸町志津川字沼田101番地

登録番号　輸第11585号、輸第11586号、輸第13771号、輸第100778号、輸第102595号

変更前　大阪府大阪市中央区久太郎町二丁目４番11号

変更後　大阪府大阪市北区中之島三丁目２番４号

２　肥料の名称の変更

登録番号　輸第103356号

変更前　diKaP AG（ダイカップAG）

変更後　diKaP（ダイカップ）

○国土交通省告示第千百五十六号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年十二月十一日から三十日間国土交通省北海道開発局において一般の縦覧に供する。

平成二十九年十二月十一日

国土交通大臣臨時代理

国務大臣　齋藤　健

路線名	区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
北海道横断自動車道黒松内釧路線	札幌市手稲区稲穂四条六丁目一九一番五から同市手稲区稲穂四条五丁目一九九番二まで	前	最大 一八八	一〇九
			最小 七五	
		後	最大 二〇三	
			最小 一〇三	

○国土交通省告示第千百五十七号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年十二月十一日から三十日間国土交通省中部地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十九年十二月十一日

国土交通大臣臨時代理

国務大臣　齋藤　健

路線名	区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
第１東海自動車道	豊橋市石巻西川町字平下七六番二	前	最大 四九	九
			最小 三三	
		後	最大 四九	
			最小 三七	

○国土交通省告示第千百五十八号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ四第１項の規定に基づき、平成二十九年十一月二十八日付けをもって次のように型式承認をしたので、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十九年十二月十一日

国土交通大臣臨時代理

国務大臣　齋藤　健

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	製造者の住所
第5518号	ＭＦ及びＨＦ用デジタル選択呼出装置（その他のもの）並びにＭＦ及びＨＦ用デジタル選択呼出聴守装置	ＴＲＭ－1510	東京計器株式会社	東京都大田区南蒲田二丁目16番46号

○国土交通省告示第千百五十九号

船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第八条の規定に基づき、平成二十九年十一月二十八日付けをもって次のように型式の変更を承認したので、同規則第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十九年十二月十一日

国土交通大臣臨時代理

国務大臣　齋藤　健

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	型式変更の内容
第5275号	小型船舶用救命胴衣（膨脹式及び膨気併用式以外のもの）	ＴＫ－180ＲＳ型	高階救命器具株式会社	浮力材及び縫い糸の仕様の変更

○国土交通省告示第千百六十号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ二の規定に基づき、次の事業場を次に掲げる物件の製造工事に係る事業場として認定したので、船舶安全法の規定に基づく事業場の認定に関する規則（昭和四十八年運輸省令第四十九号）第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十九年十二月十一日

国土交通大臣臨時代理

国務大臣　齋藤　健

事業場の名称	事業場の所在地	認定に係る物件の範囲	有効期間
川崎重工業株式会社機械ビジネスセンター	兵庫県神戸市中央区東川崎町三丁目１番１号	縦軸推進装置	平成29年12月４日から平成34年12月３日まで
〃	〃	プロペラ（可変ピッチプロペラに限る。）	〃

○国土交通省告示第千百六十一号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ二の規定に基づき、次の事業場を次に掲げる物件の製造工事に係る事業場として認定したので、船舶安全法の規定に基づく事業場の認定に関する規則（昭和四十八年運輸省令第四十九号）第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十九年十二月十一日

国土交通大臣臨時代理

国務大臣　齋藤　健